

最高裁秘書第2070号

平成31年4月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

2月27日付け（3月1日受付、最高裁秘書第1102号）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

内藤頼博裁判官が事務当局者として作成した、「終戦後の司法制度改革の経過」と題する司法研究報告書の第1分冊

2 開示しないこととした理由

1の文書として、信山社発行の「終戦後の司法制度改革の経過【総索引】（第六分冊）, 終戦後の司法制度改革の経過（第一分冊）合本」が考えられるところ、この文書は、行政機関情報公開法第2条第2項ただし書第1号にいう行政文書から除外される書籍に相当し、司法行政文書開示手続の対象とはならない。